

定期積金規程

1. (掛金の払込み)

定期積金（以下「この積金」という。）は、証書面記載の払込日に掛金を払込みください。払込みのときは必ずこの証書をお差出しください。

2. (証券類の受入れ)

- (1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を払込日とします。
- (2) 受入れた証券類が不渡りとなったときは、掛金になりません。不渡りとなった証券類は、この証書面の当該払込記載を取消したうえ、当店で返却します。

3. (給付契約金の支払時期)

この積金は、満期日以後に給付契約金を支払います。

4. (払込みの遅延)

この積金の払込みが遅延したときは、満期日を遅延期間に相当する期間繰延べます。または証書面記載の年利回（年365日の日割計算）の割合による遅延利息をいただきます。

5. (給付補填金等の計算)

- (1) この積金の給付補填金は、証書面記載の給付契約金と掛金総額の差額により計算します。
- (2) 約定どおり払込みが行われなかつたときは、つぎにより利息相当額を計算します。
 - ① この積金の契約期間中に証書面記載の掛金総額に達しないときは、初回払込日から満期日の前日（解約日が満期日の翌日以降の場合は解約日の前日）までの期間について、下記の解約利率によって計算し、この積金の掛込残高相当額とともに支払います。
 - ② 当金庫がやむを得ないものと認めて満期日前の解約をするとき、および第9条第3項の規定により解約をするときは、初回払込日から解約日の前日までの期間について、下記の解約利率によって計算し、この積金の掛金残高相当額とともに支払います。

預入期間	1年未満	1年以上2年未満	2年以上5年未満
解約利率	契約日利率×20%	契約日利率×30%	契約日利率×50%

③ この計算の単位は1円とします。

6. (先払割引金の計算等)

- (1) この積金の掛金が払込日前に払込まれたときは、先払割引金を証書面記載の利回に準じて満期日に計算します。
- (2) 先払分に応じて満期日の繰上げは行いません。

7. (満期日以後の利息)

この積金を満期日後に解約する場合、給付契約金（掛金総額に達しないときは掛金残高相当額）に満期日から解約日の前日までの期間について、解約日における普通預金利率によって計算した利息を支払います。

8. (反社会的勢力との取引拒絶)

この積金は、第9条第3項第1号、第2号AからEおよび第3号AからEのいずれにも該当しない場合に利用することができ、第9条第3項第1号、第2号AからEまたは第3号AからEの一にでも該当する場合には、

当金庫はこの積金の契約をお断りするものとします。

9. (解約)

- (1) 当金庫の債権保全の必要があるとき、その他当金庫が満期日前の解約を拒絶すべき相当な事由があると認めたときは、この預金は満期前に解約できません。
- (2) この積金を解約するときは、所定の受取欄に届出の印章により、記名押印してこの証書とともに当店に提出してください。
- (3) 前項の解約手続に加え、当該積金の解約手続を行うことについて正当な権限を有することを確認するために本人確認書類の提示等の手続を求めることがあります。この場合、当金庫が必要と認めるときは、この確認ができるまでは解約手続を行いません。
- (4) 前項のほか、次の各号の一にでも該当し、この積金を継続することが不適切である場合には、当金庫はこの積金契約者に通知することにより、この積金を解約することができるものとします。
- ① 積金契約者が契約申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合。
- ② 積金契約者が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」といいます。）に該当し、または次のいずれかに該当したことが判明した場合
- A. 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - B. 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - C. 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
 - D. 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を提供するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - E. 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
- ③ 積金契約者が、自らまたは第三者を利用して次のいずれかに該当する行為をした場合
- A. 暴力的な要求行為
 - B. 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - D. 風説を流布し、偽計を用いたり威力を用いて当金庫の信用を毀損し、または当金庫の業務を妨害する行為
 - E. その他本号AからDに準ずる行為
- (5) 前項により、この積金が解約され掛け残高がある場合、所定の受取欄に届出の印章により、記名押印してこの証書とともに当店に提出してください。この場合、当金庫は相当の期間をおき、必要な書類等の提出または保証人を求めることがあります。

10. (届出事項の変更、通帳の再発行等)

- (1) 通帳や印章を失ったとき、または印章、名称、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって当店に届出ください。この届出の前に生じた損害については、当金庫の責めに帰すべ

き事由がある場合を除き、当金庫は責任を負いません。

- (2) この証書または印章を失った場合のこの積金の給付契約金等の支払いまたは証書の再発行は、当金庫所定の手続をした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。
- (3) 証書を再発行（汚損などによる再発行を含みます。）する場合には、当金庫所定の手数料をいただきます。

11. (成年後見人等の届出)

- (1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに書面によって成年後見人等の氏名その他必要な事項を届出ください。また、これらの成年後見人等の地位や権限、行為能力に影響を及ぼす事由（補助・保佐・後見の開始等）が生じたときも、同様にお届けください。
- (2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がなされた場合には、直ちに書面によって任意後見人の氏名その他必要な事項を届出ください。
- (3) すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がなされている場合にも、前2項と同様に、直ちに書面によって届出ください。
- (4) 前3項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様に、直ちに書面によって届出ください。
- (5) 前4項の届出の前に、当金庫が過失なく積金者の行為能力に制限がないと判断して行った支払い等について、積金者およびその成年後見人、保佐人、補助人もしくはそれらの承継人は、取消しを主張できないものとします。

12. (印鑑照合等)

この証書、諸届その他の書類に使用されて印章を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めたうえ、請求者等が請求等の権限を有すると当金庫が過失なく判断して行った支払い等は、有効な支払い等とします。

13. (譲渡、質入れの禁止)

- (1) この積金および証書は、譲渡または質入れすることはできません。
- (2) 当金庫がやむを得ないものと認めて質入れを承諾する場合には、当金庫所定の書式により行います。

14. (保険事故発生時における預金者からの相殺)

- (1) この積金は、満期日が未到来であっても、当金庫に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、当金庫に対する借入金等の債務と相殺する場合に限り当該相殺額について期限が到来したものとして、相殺することができます。なお、この積金に、質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。
- (2) 前項により相殺する場合には、次の手続によるものとします。
 - ① 相殺通知は書面によるものとします。証書は届出印を押印して通知と同時に当金庫に提出してください。
 - ② 複数の借入金等の債務（積金契約者の当金庫に対する債務、第三者の当金庫に対する債務で積金契約者が保証人になっているもの）がある場合には充当の順序方法を指定してください。ただし、この積金で担保される債権がある場合には、当該債務から相殺されるものとします。当該債務が第三者の当金庫に対する債務である場合には、積金契約者の保証債務から相殺されるものとします。
 - ③ 前号の充当の指定がない場合には、当金庫の指定する順序方法により充当いたします。

④第2号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当金庫は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。

(3) 第1項により相殺する場合の利息相当額等については、次のとおりとします。

① この積金の利息相当額の計算については、その期間を払込日から相殺通知が当金庫に到達した日の前日までとして、利率は約定利率を適用するものとします。

② 借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当金庫に到達した日までとして、利率、料率は当金庫の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取扱いについては当金庫の定めによるものとします。

(4) 第1項により相殺する場合の外国為替相場については当金庫の計算実行時の相場を適用するものとします。

(5) 第1項により相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続について別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当金庫の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

15. (休眠預金等活用法に係る最終異動日等)

(1) この預金について、休眠預金等活用法における最終異動日等とは、次に掲げる日のうち最も遅い日をいうものとします。

① 「当金庫ウェブサイトに掲げる」異動が最後にあった日

② 将来における預金に係る債権の行使が期待される事由として次項で定めるものについては、預金に係る債権の行使が期待される日として次項において定める日

③ 当金庫が預金者等に対して休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を発した日。ただし、当該通知が預金者に到達した場合または当該通知を発した日から1か月を経過した場合(1か月を経過する日または当金庫があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいづれか遅い日までに通知が預金者の意思によらないで返送されたときを除く。)に限ります

④ この預金が休眠預金等活用法第2条第2項に定める預金等に該当することとなった日

(2) 第1項第2号において、将来における預金に係る債権の行使が期待される事由とは、次の各号に掲げる事由のみをいうものとし、預金に係る債権の行使が期待される日とは、当該各号に掲げる事由に応じ、当該各号に定める日とします。

① 預入期間、計算期間または償還期間の末日

② 定期性総合口座取引規程にもとづく他の預金について、他の預金の将来における預金に係る債権の行使が期待される事由が生じた場合の他の預金に係る最終異動日等

16. (休眠預金等代替金に関する取扱い)

(1) この預金について長期間お取引がない場合、休眠預金等活用法にもとづきこの預金に係る債権は消滅し、預金者等は、預金保険機構に対する休眠預金等代替金債権を有することになります。

(2) 前項の場合、預金者等は、当金庫を通じてこの預金に係る休眠預金等代替金債権の支払を請求することができます。この場合において、当金庫が承諾したときは、預金者は、当金庫に対して有していた預金債権を取得する方法によって、休眠預金等代替金債権の支払いを受けることができます。

(3) 預金者等は、第1項の場合において、次に掲げる事由が生じたときは、休眠預金等活用法第7条第2項

による申出および支払の請求をすることについて、あらかじめ当金庫に委任します。

- ① この預金について、振込み、口座振替その他の方法により、第三者からの入金または当金庫からの入金であって法令または契約に定める義務にもとづくもの（利子の支払に係るものを除きます。）が生じたこと
- ② この預金について、手形または小切手の提示その他の第三者による債権の支払の請求が生じたこと（当金庫が当該支払の請求を把握することができる場合に限ります。）
- ③ この預金に係る休眠預金等代替金の支払を目的とする債権に対する強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分（その例による処分を含みます。）が行われたこと
- ④ この預金に係る休眠預金等代替金の一部の支払が行われたこと

(4) 当金庫は、次の各号に掲げる事由を満たす場合に限り、預金者等に代わって第3項による休眠預金等代替金の支払を請求することを約します。

- ① 当金庫がこの預金に係る休眠預金等代替金について、預金保険機構から支払等業務の委託を受けていること
- ② この預金について、第3項第2号に掲げる事由が生じた場合には、当該支払への請求に応じることを目的として預金保険機構に対して休眠預金等代替金の支払を請求すること
- ③ 前項にもとづく取扱いを行う場合には、預金者等が当金庫に対して有していた預金債権を取得する方法によって支払うこと

17. (通知等)

届出のあった名称、住所にあてて当金庫が通知または送付書類を発送した場合には、発信時に効力が生じる旨の定めがあるものを含め、延着または到達しなかったときでも通常到達すべきときに到達したものとみなします。

18. (規定の変更等)

- (1) この規定の各条項は、社会情勢や経済的・技術的環境の変化その他相当の事由があると当金庫が認める場合には、定型約款の変更に関する規定（民法 548 条の4）に基づき（付隨的な事柄や手続に係る事項等は除きます。）変更できるものとします。
- (2) 前項の場合、変更を行う旨および変更後の規定の内容、ならびにその効力発生時期を、店頭表示・備置き、インターネットその他相当な方法で公表することにより、周知します。
- (3) 前2項による変更は、公表の際に定める1か月以上の相当な期間を経過した日から実施するものとします。

以上

令和2年4月1日現在

紀北信用金庫